

菊陽町体育施設利用における新型コロナウイルス感染症の 発生予防及び発生時対応ガイドライン

令和2年8月31日

菊陽町体育施設

新型コロナウイルス感染予防と体育施設再開の両立のため、本町の体育施設の利用再開に係る感染予防対策及び利用者の遵守事項などの措置を定めるものです。

1 施設管理者が行う感染予防対策

- (1)利用前に、予防対策に関する確認事項を確認示すため、「新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト」の提出を求める。
- (2)施設利用代表者に、施設利用者名簿を作成させ、使用料支払時毎に窓口へ提示を求める。
また、提示後は、万が一の場合に備え、代表者が責任をもって保管させるようにする。
- (3)施設入口に手指消毒液を設置する。
- (4)施設利用後、複数の利用者が触れる器具、ドアノブ、トイレ、蛇口、照明スイッチ等の消毒を行っていただくため、施設入口に屋内用消毒液を設置する。
- (5)消毒完了後は、消毒完了チェックリストへの記入を徹底させる。
- (6)感染状況を見据えながら、適切な感染防止対策を前提に、屋内施設については、利用可能面数を2分の1程度に制限する。
- (7)施設を利用したイベント等については、別途作成したイベント開催時におけるチェックリストを基に感染予防対策に努める。
- (8)定期的に施設を巡回し、消毒の徹底や3密を避けることなど、利用者への感染防止対策の注意喚起を徹底する。

2 以下の事項に該当する場合は、利用を認めない。

- ・体調が良くない場合(利用日当日に、ご自宅等で必ず体温を測定すること。)
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触がある場合

2 施設利用者は、次のことを遵守する。

- (1)利用前に、「新型コロナウイルス感染症感染防止対策チェックリスト」を提出する。
- (2)施設利用代表者は、施設利用者名簿を作成し、使用料支払時毎に窓口へ提示する。
また、提示後は、万が一の場合に備え、代表者が責任をもって保管すること。

(3)感染予防のための3つの基本的な対応を行うこと。

①十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲となるべく距離(2m以上)を空けること。接触プレーがある競技については可能な限り接触機会を減らすような工夫をおこなうこと。

②マスクの着用

プレー中や休憩中も健康を害さない範囲でマスクを着用すること。

③手洗い・手指消毒の実施

こまめな手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(4)施設利用後は体育館出入口に設置している消毒液で、使用した器具・ドアノブ・トイレ・蛇口・照明スイッチ等手で触れた箇所の消毒を必ず行うこと。消毒後は備え付けの「消毒チェックシート」への記入をすること。

(5)感染リスクを低減するため、次の予防策を徹底すること。

①利用中は、大きな声で会話、応援、指導等を行わない。

②タオル等の共有はしない。

(6)施設内の換気をする。

(7)感染症予防のために施設管理者が決めたその他措置及び指示に従うこと。

(8)利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に報告すること。

4 感染症の発生時の対応

(1)利用予定者に対して速やかに利用中止連絡を行い、施設を閉鎖する。

(2)施設閉鎖の案内ポスターを掲示し、町ホームページなどで周知する。

(4)施設内の消毒を実施する。

(5)感染者と濃厚接触がある利用者へ、保健所や関係機関からの指示・調査に協力を依頼する。